

# 原水爆禁止石川県民会議 会則

## 第1条【名称】

この会は「原水爆禁止石川県民会議」と称し、略称を「石川原水禁」とする。

## 第2条【事務所】

この会の事務所は、金沢市西念3-3-5石川県勤労者福祉文化会館5階石川県平和運動センター内におく。

## 第3条【目的】

この会は、核と人類は共存できないという根本認識にたち、日本国憲法の理念を実現するという立場から、核兵器の廃絶、ヒバクシャの権利確立、そして原子力政策の根本的転換と脱原子力社会実現のための取り組みをおこなうことを目的とする。

## 第4条【活動】

この会は前条の目的達成のため、次の活動をおこなう。

- ① 非核・平和行進の取り組み。
- ② 原水禁世界大会への参加。
- ③ 世論形成に向けた、教育、情宣、大衆行動。
- ④ 目的を同じくする反核・脱原発・平和運動との連帯・協力。
- ⑤ 非核平和自治体の実現に向けた、自治体への要請行動。
- ⑥ その他前条の目的達成に必要な活動。

## 第5条【会員】

1. この会は、第3条の目的に賛同し、常任執行委員会で承認された団体会員、個人会員をもって組織する。
2. この会の退会は、常任執行委員の承認事項とする。

## 第6条【機関】

この会に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 常任執行委員会

## 第7条【総会】

1. 総会は役員（代表委員、事務局長、副事務局長、常任執行委員、特別執行委員）および構成団体代表で組織し、年1回開催する。また、必要に応じ臨時の総会を開催できるものとする。
2. 総会は、この会の最高議決機関として次の事項を審議する。
  - ① 活動報告に関する事
  - ② 活動方針に関する事
  - ③ 予算および決算に関する事
  - ④ 規約に関する事
  - ⑤ 役員を選出に関する事
  - ⑥ その他、会の運営に重要な事項

#### 第8条【常任執行委員】

1. 常任執行委員会は、特別執行委員および会計監査を除く役員をもって構成し、総会の方針にもとづいて、具体的方針と活動を決定し、会務を執行する。
2. 常任執行委員会は、必要に応じて代表委員が招集する。

#### 第9条【役員】

1. この会に次の役員をおく

代表委員	若干名
事務局長	1名
副事務局長	若干名
常任執行委員	若干名
会計監査	2名

- ① 代表委員は会を代表する。
  - ② 事務局長は業務全般を統括する。
  - ③ 副事務局長は事務局長を補佐し、業務を分掌する。
  - ④ 常任執行委員は、常時会務を執行する。
  - ⑤ 特別執行委員は、必要に応じ、会務を執行する。
2. 役員は団体会員の役員および団体会員の構成組織から選出する。

#### 第10条【顧問・専門委員】

この会に顧問および専門委員をおくことができる。顧問および専門委員は常任執行委員会で推挙する。

#### 第11条【任期】

役員の任期は1年とし、再選を妨げない。なお、欠員の補充は常任執行委員会でおこなうことができるものとし、その場合の任期は前役員の残任期間とする。

#### 第12条【会計】

1. この会の経費は、自治体賛助金、構成団体分担金、寄付金、事業収入をもってあてる。
2. 構成団体分担金は別途定める。
3. 会計報告は、すべての収支明細を明らかにし、会計監査を受けて、総会の承認を受けるものとする。
4. 会計の責任者は事務局長とする。

#### 第13条【会計年度】

この会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日とする。

#### 第14条【付則】

この会則は、2008年5月19日より施行する。